

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年8月29日(2023.8.29)

【公開番号】特開2022-67110(P2022-67110A)

【公開日】令和4年5月2日(2022.5.2)

【年通号数】公開公報(特許)2022-078

【出願番号】特願2022-29192(P2022-29192)

【国際特許分類】

B 32B 27/32(2006.01)

10

B 65D 65/40(2006.01)

【F I】

B 32B 27/32 E

B 65D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月16日(2023.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロピレン単独重合体(A)70~30質量%、及びエチレン含有量が5質量%以下の
あるプロピレン・エチレンランダム共重合体(B)30~70質量%を含有する第一の外層と、

プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)及びエチレン・プロピレン共重合体エラストマー(D)を含有する内層と、

プロピレン単独重合体(A)70~30質量%、及びエチレン含有量が5質量%以下の
あるプロピレン・エチレンランダム共重合体(B)30~70質量%を含有する第二の外層と、をこの順に備え、

前記プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)が、プロピレン重合体及びエチレン-
プロピレン共重合体を含み、

前記内層中に分散体として存在する、前記エチレン-プロピレン共重合体の積層方向の厚さが1.5μm以下である、多層フィルム。

【請求項2】

前記内層が、前記プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)90~50質量%及び
前記エチレン・プロピレン共重合体エラストマー(D)10~50質量%を含有する、請求項1に記載の多層フィルム。

40

【請求項3】

前記第一の外層及び前記第二の外層の総厚が、前記多層フィルムの厚さを基準として16~42%である、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

【請求項4】

前記内層の厚さが20μm以上である、請求項1~3のいずれか一項に記載の多層フィルム。

【請求項5】

請求項1~4のいずれか一項に記載の多層フィルムと、基材と、を備える包装材。

【請求項6】

請求項5に記載の包装材から製袋された包装体。

50